

Money&Investment

女性と 老後

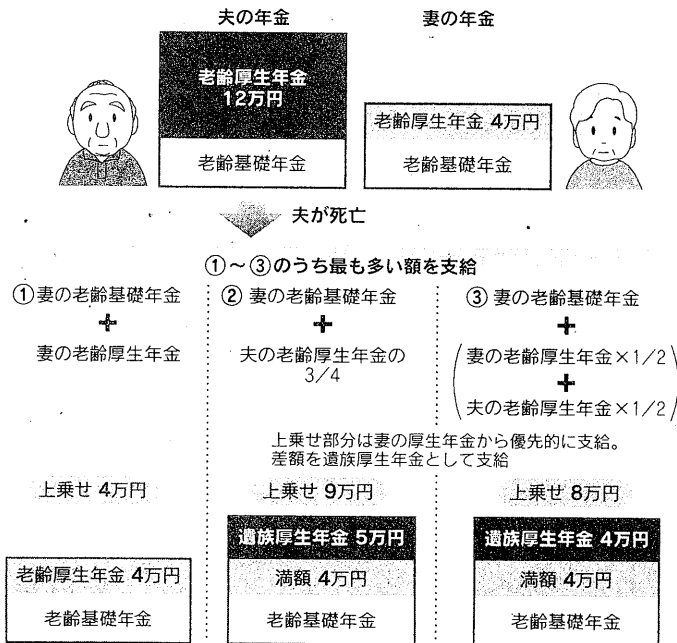
男性より長生きする可能性が高い女性は夫の死後、自分の生活をどう営むか考えておくことが後の安心につながる。夫が亡くなれば遺族年金を受け取ることができるが、受給額は夫の職業や収入、自分の働き方などによって変わる。万が一、一人暮らしになった場合に備え、遺族年金の基本と注意点を知っておこう。

「もし夫が亡くなったら十分な生活費があるだろうか」。静岡県に住む専業主婦のAさん(56)はこう話す。夫は64歳。65歳になる4月に退職し本格的な年金生活に入る。お互いが平均寿命まで生きると想定してもAさんが一人で暮らす期間は長くなりそうである。生活設計を考え直したいという。

Aさんのケースは決して例外ではない。生命保険文化センターが18歳から69歳の男女約4千人に聞いた2013年度「生活保障に関する調査」によると、「老後生活に不安を感じる」と回答した女性は88%と女性の84%を4割上回った。不安の内容として女性の83%が「公的年金だけでは不十分」と回答(複数回答)。「配偶者に先立たれると経済的に苦しくなる」という人も29%いた。

遺族年金で暮らせますか

遺族厚生年金、妻のもらい方は3パターン(月ベースで試算)



(注) 税理士の佐藤正明氏の資料を基に作成。厚生年金に加入した期間がある65歳以上の妻の場合。厚生年金の加入期間がない妻は②のパターンのみ

老後の一人暮らし、公的年金だけでは毎月赤字も

年金収入 12万円程度	老齢基礎年金 5万円程度	遺族厚生年金 7万円程度	不足 約3万円
----------------	-----------------	-----------------	------------

消費支出 15.1万円				
食料	交際費	娯楽	住居	その他
3.2万円	2.5	1.7	1.5	4.9万円

(注) 年金収入は社会保険労務士の井戸美枝さんの話をもとに作成。消費支出は60歳以上女性単身世帯の1カ月平均。総務省2012年「家計調査報告速報」を基に作成

妻ひとり、月3万円赤字

佐藤正明氏は「年金受給前でも『ねんきん定期便』や『ねんきんネット』で夫と自分の老齢厚生年金の金額を確認すれば、ある程度は自分で試算できる。面倒なら年金事務所を確認する方法もある」と助言する。

夫の死後、自分が受け取る遺族厚生年金の見込み額を年金事務所や自治体の年金課に夫の委任状と妻の本人確認書類が必要。夫自身が生前に確認するならば、年金手帳と本人確認書類が必要になる。

「死別後に100万円」
現在65歳以上で遺族厚生年金を受け取っている女性は「自身の老齢基礎年金が月4万5000円、夫の遺族年金を7万円程度受給している人が多い」と話すのは社会保険労務士の井戸美枝氏。1カ月の公的年金収入は12万円程度が多いという。では、支出の多いと話すのは社会保険労務士の井戸美枝氏。1カ月のファイナンシャルプランナー(FP)の大竹のり子氏は「日々の生活費に加え、病気のケアに備える費用として200万〜300万円を計算に入れる必要がある」と話す。老人ホームなど介護施設の利用は様々だが、首都圏の民間有料老人ホームは毎月15万〜30万円程度の費用がかかることも言われる。

こうした多額の老後資金を用意するには早めの準備が大切だ。「40代くらいから自分の最期をどう迎えるのか、老人ホームなどの介護施設に入るのかどうかを具体的に考え始めると、必要な資金が見えてくる」とFPの安田まゆみ氏という。

(川本和佳英)